

自主防災クラブ規約

(目的)

第1条 この自主防災クラブは、地震、風水害、火災及びその他の災害の防止に努めるとともに、その被害を軽減するため、_____の住民が共助の精神に基づき、自主的に防災活動を推進することを目的とする。

(活動)

第2条 この自主防災クラブは、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 火災予防その他の災害予防に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時における通報、避難誘導、初期消火、情報の収集伝達及び救急救出救護等に関すること。
- (5) その他必要と認めること。

(防災計画)

第3条 この自主防災クラブは、前条の活動を円滑に推進するため、防災計画を作成する。

(適用)

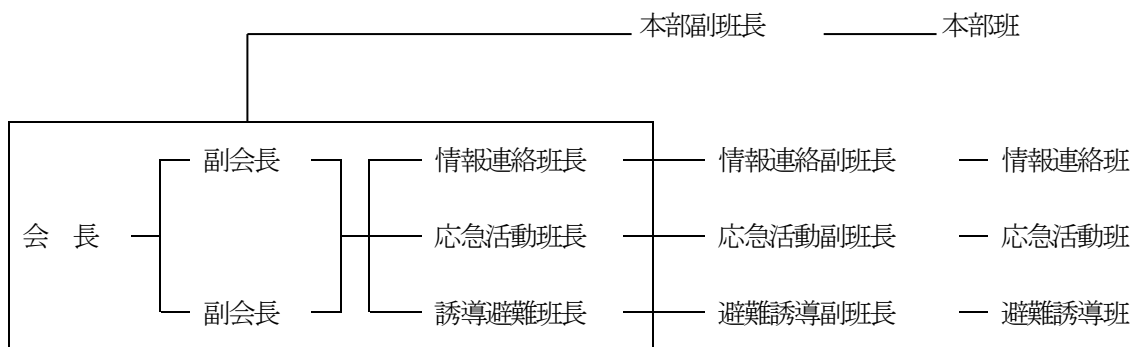
第4条 この規約は、 年 月 日から適用する。

自主防災クラブ防災計画

_____自主防災クラブの活動を円滑に推進するため、自主防災クラブ規約第3条の規定に基づき、下記のとおり防災計画を定める。

記

1 組織



2 役割

構成	平常時	災害時
会長	1 クラブの代表としての総括 2 クラブの運営指導	1 クラブの指揮、監督 2 他のクラブとの連携確保
副会長	1 会長の補佐 2 各班の連絡調整	1 会長の補佐 2 各班の連絡調整
本部	1 年間計画の作成 2 防災訓練の開催企画 3 回覧板の作成	1 各班との調整 2 防災機関との連絡調整

情報連絡班	1 防災意識を高めるためのチラシ、ポスター、パンフレット等の配布 2 防災教室等の開催	1 情報の収集伝達 2 本部との連絡調整
応急活動班	1 地域内における巡回パトロールの実施 2 各家庭への広報	1 消火や救出、応急処置等、災害発生時の初期における活動
避難誘導班	1 危険地区の巡回パトロール及び管内状況の把握 2 避難計画及び住民名簿の作成	1 住民の避難誘導 2 避難地等での人員管理

3 避難計画

避難場所	指定緊急避難場所 (一時避難場所)	
	広域避難場所	

隣保組名	人員	一時集合場所	誘導担当者	避難場所までの経路	距離

がけ崩れ等の危険箇所（箇条書）

- ア)
- イ)
- ウ)

